

専門家派遣事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、わかやま企業成長戦略推進事業費補助金交付要綱に基づき、公益財団法人わかやま産業振興財団（以下「財団」という。）が実施する専門家派遣事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において「中小企業者等」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号。）第2条第1項に規定する中小企業者及び創業を目指す個人であつて、和歌山県内に本社又は主たる事業所を有するものをいう。

2 この要領において「専門家」とは、中小企業者等に対し専門的見地から適切な診断・助言を行うために財団に登録した者をいう。

(事業の目的)

第3条 本事業は、中小企業者等が抱える様々な経営課題等に対して財団が専門家を派遣し、適切な診断・助言を行うことにより、中小企業者等の順調な発展・成長を促進することを目的とする。

(専門家の募集及び登録)

第4条 専門家の募集は、原則、公募とする。

2 専門家の登録の条件は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当することとする。

(1) 原則として和歌山県、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県又は滋賀県に所在する者で、専門分野が本事業の目的と合致する者

(2) 中小企業診断士等の公的資格を有する者又は専門分野において5年以上の実務経験を有する者

3 財団は、専門家登録を希望する者から専門家登録申請書（別記第1号様式）を提出させ、必要に応じて面談を行い、新規登録面談シートを作成の上、登録の可否を判断する。

4 財団に専門家登録されていない者を中小企業者等が希望し、かつ、財団が特に必要と認めた場合は、その者を前項の規定の例により、随時登録することができるものとする。

5 専門家の登録期間は3年以内とし、財団は登録期日前に専門家に対して登録更新の意思確認を行い、登録更新（新規登録日から1年以内に登録期日を迎える場合に限り、自動更新）を行うものとする。ただし、登録更新を希望しない又は登録期日までに意思確認の出来なかった専門家については、登録を失効させるものとする。

6 前項ただし書の規定に基づき登録を失効した専門家が再登録を希望する場合は、第3項の規定に基づき、再登録を認めるものとする。

(専門家の登録抹消)

第5条 財団は、登録された専門家が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、登録の抹消を行い、その際、専門家登録抹消通知書（別記第2号様式）により、当該専門

家に対しその旨を通知するものとする。この場合において、登録抹消した専門家の再登録は認めないものとする。

- (1) 登録内容や報告に虚偽があることが判明した場合
- (2) 社会的信用を失墜する行為を行った場合
- (3) その他、専門家として不適格と財団が判断した場合

(派遣の申請)

第6条 専門家の派遣を希望する中小企業者等は、財団ホームページに掲載の専門家派遣申請フォーム（別記第3号様式）により財団に申請するものとする。

2 財団は、前項の申請フォームから申請があった場合、事前にヒアリングを実施するものとする。

3 財団は、申請内容と当該事業目的との適合性等について審査し、適正であると認めるときは専門家派遣の対象企業として選定するものとする。

(専門家の選択又は選定)

第7条 中小企業者等は、原則として登録された専門家の中から、単独又は複数の専門家を選択することができるものとする。ただし、中小企業者等が当該専門家との間で、従前から継続して助言を受けるなど利害関係がある場合等は、この限りでない。

2 中小企業者等が専門家について知見がない場合は、財団は申請内容に合致した専門家を選定するものとする。

3 財団は、専門家の選定に当たり、必要に応じて専門家と中小企業者等との事前打ち合わせ（以下「マッチング」という。）を行うものとする。

(派遣の決定)

第8条 財団は、第6条第2項に掲げるヒアリング又は前条第3項に掲げるマッチングの完了後、ヒアリングシート（別記第4号様式）を作成し、中小企業者等及び専門家に内容を共有するものとする。

2 財団は、前項のヒアリングシート内容について中小企業者等及び専門家から内諾を得た後、派遣決定通知書（別記第5号様式）及び派遣依頼書（別記第6号様式）を発行するものとする。

3 中小企業者等は、前項の通知書の内容に異議がない場合は、速やかに指定口座への企業負担金の振り込みを行うものとし、これをもって派遣実施に承諾したものとみなす。

4 専門家は、第2項の依頼書の内容に異議がない場合は、速やかに派遣依頼承諾書（別記第7号様式）を財団に提出するものとする。

5 専門家派遣実施は、中小企業者等及び専門家の承諾後に開始するものとする。

(派遣実施期間)

第9条 専門家の派遣の実施期間は、原則として当該年度の3月末までとする。ただし、財団が翌年度も継続して実施する必要があると認めるときは、翌年度の本事業に係る予算の成立を条件として翌年度の3月末まで派遣を実施できるものとする。

2 専門家の派遣回数及び診断・助言時間の上限は、別表のとおりとする。

(中小企業者等の申請取り下げ及び専門家の辞退)

第10条 中小企業者等は、やむを得ない理由により、派遣開始前に申請内容について取り下げを希望する場合は、専門家派遣事業申請取り下げ書（別記第8号様式）を財団に提出するものとする。また、専門家が辞退を希望する場合は専門家助言辞退届（別記第9号様式）を財団に提出するものとする。

(診断・助言内容の報告)

第11条 専門家は各回の派遣業務が終了する度速やかに、診断・助言内容について専門家派遣報告フォーム（別記第10号様式）より、財団に報告するものとする。

2 財団は、診断・助言がすべて完了した後、専門家派遣助言実施日時一覧表（別記第11号様式）を作成し、中小企業者等及び専門家に内容を共有するものとする。

3 中小企業者等は、前項の一覧表の受け取り後速やかに、専門家派遣実施結果報告フォーム（別記第12号様式）より、助言成果について財団に報告するものとする。

(企業負担金及び専門家の診断助言経費)

第12条 財団がマッチングに当たり支払う経費は旅費交通費とし、専門家から請求書が提出された後、支払うものとする。なお、派遣実施が決定した場合のマッチング経費については、原則としてすべての診断・助言が完了した後、併せて支払うものとする。

2 財団が診断・助言に当たり専門家に支払う経費は謝金及び旅費交通費とし、その他の経費については対象外とする。なお、謝金は財団講師謝金等支給基準に定める額とし、旅費交通費は財団給与規定等第16条に定める額とする。

3 財団は、第6条の規定に基づき選定された中小企業者等から、専門家派遣に係る謝金の3分の1の額を企業負担金として、原則として派遣開始前に徴収するものとする。

4 財団は、中小企業者等から前条第3項の専門家派遣実施結果報告フォームより助言成果が報告された後、専門家から診断・助言経費についての請求書を受け取り、速やかに支払うものとする。ただし、派遣専門家から要請があったときは、既に終了した回数分の範囲内で財団が必要と認めるものについては、第11条第1項の専門家派遣報告フォームより実施済み分を確認の上、必要な範囲の診断助言経費を支払うことができる。

5 第3項の規定に基づき徴収した企業負担金は、前条第1項の報告内容を精査し、実施時間が当初計画より減少していた場合は、余剰分を返金するものとする。

(専門家の守秘義務)

第13条 専門家は、本事業により知り得た中小企業者等の秘密を厳守するとともにこれを自己の利益のために利用してはならないものとする。

(事後分析及び効果の検証)

第14条 財団は、第11条の規定に基づき提出された報告内容について分析を行うとともに、適宜診断・助言を受けた中小企業者等に対して必要に応じてヒアリング等を実施し、事業効果の検証に努めるものとする。

(事業の周知)

第15条 財団は、本事業による診断・助言を得て経営の向上等が見られた事例を、支援を受けた中小企業者等の了解を得てインターネット等を活用して広く情報提供し、本事業の周知に努めるものとする。

(その他)

第16条 本事業の実施により、中小企業者等に不利益が生じた場合、また、中小企業者等の従業員あるいは専門家の身体・財産に危害が生じた場合、財団は一切その責任を負わないものとする。

(補則)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年5月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年12月20日から施行する。

ただし、施行日以前に申請があった分については、従前の要領を適用する。

(別表)

<診断・助言の回数及び時間の上限>

種別	診断・助言の分野	診断・助言に係る上限			
		時間	回数	期間	企業負担金 (税別)
通常型	創業・新店舗開業、 ブランディング、 経営管理、生産管理、 5S、品質管理 等	延べ 30時間 以内	10回 以内	派遣 開始日 ～ 翌年度末 まで	6万円 以内
長期型	下記のような長期間に 亘る課題 等	延べ 100時間 以内	20回 以内		20万円 以内

<長期型のケース>

(1) 製造現場やビジネスプロセスの全体最適化に対する指導・助言

製造現場の部分的な生産性向上・工程改善等、比較的短期に改善効果の期待できるものとは別に、現場工程の全体の最適化や工場全体のレイアウト変更、サービス業のプロセス全体の見直しのような現場全体に係る見直し・改善等の場合は指導が長期間に亘る可能性がある。

(2) 中長期的な経営戦略等の見直しに対する指導・助言

経営環境の急激な変化などで、中長期的に営業形態、ビジネスモデルの見直し等が急務の事業においては、短期的な指導・助言だけではなく、一定の期間をおきながら事業転換など試行錯誤を繰り返す必要が出てくるような場合は、指導が長期間に亘る可能性がある。

(3) 季節性要素の大きい事業の改善に対する指導・助言 等

一部のサービス業、飲食業、一次産業関連事業など、季節性要因の大きなビジネスモデルに対する指導・助言の場合は、年単位で検証する必要が出てくる場合が考えられ、この場合指導が長期間に亘る可能性がある。